

計画の構成について

1. 計画の構成について

計画の構成については国の構成を参考にし、下記の表を基本的な構成とする。

市（第3次）※1	国（第3次）※2
第1部 総論	I 障害者基本計画（第3次）について
第2部 各論 1. 生活支援（情報アクセスビリティ含む） 2. 保健・医療 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等 4. 雇用・就業、経済的自立の支援 5. 生活環境 6. 安全・安心 7. 差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮 ※国の6を1の中を含め、3と10、8と9を統合。国際協力の文言は国際交流とする。	II 基本的な考え方 III 分野別施策の基本的方向 1. 生活支援 2. 保健・医療 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 4. 雇用・就業、経済的自立の支援 5. 生活環境 6. 情報アクセスビリティ 7. 安全・安心 8. 差別の解消及び権利擁護の推進 9. 行政サービス等における配慮 10. 国際協力
第3部 推進体制 1. 連携・協力の確保 2. 広報・啓発活動の推進 3. 進捗状況の管理及び評価	IV 推進体制 1. 連携・協力の確保 2. 広報・啓発活動の推進 3. 進捗状況の管理及び評価
（別表）成果目標	（別表）障害者基本計画関連成果目標

※1 第3次船橋市障害者施策に関する計画（現在策定中）

※2 障害者基本計画（国第3次障害者基本計画、平成25年9月策定）

2. 成果目標について

成果目標には数値目標も導入する。

<国第3次基本計画より（P37）>

具体的な達成目標を設定するよう努めるとともに、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価し、その結果に応じて取組の見直しを行う。